基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年６月30日

国土交通大臣　太田　昭宏

種類	縮尺	実施時期	地域 所属	地域 番号	地域 図名	摘要
地形図	２万５千分１	平成27年	根室	9—1	東梅	調製・多色・柾判
〃	〃	〃	斜里	12—1	弟子屈	〃　〃　〃
〃	〃	〃	八戸	8—2	端神	〃　〃　〃
〃	〃	〃	一関	15—3	平泉	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	16—4	築館	〃　〃　〃
〃	〃	〃	石巻	9—1	折立	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	10—4	渡波	〃　〃　〃
〃	〃	〃	青森	6—3	大川平	〃　〃　〃
〃	〃	〃	秋田	13—3	五城目	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	13—4	大久保	〃　〃　〃
〃	〃	〃	新庄	7—3	秋ノ宮	〃　〃　〃
〃	〃	〃	福島	6—1	霊山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	村上	5—1	山五十川	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	10—2	笹川	〃　〃　〃
〃	〃	〃	新潟	1—1	玉庭	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	1—4	岩倉	〃　〃　〃
〃	〃	〃	日光	8—2	今市	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	8—3	日光北部	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	10—2	檜枝岐	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	11—1	帝釈山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	11—2	川俣温泉	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	11—3	燧ヶ岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	11—4	三平峠	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	12—2	中禅寺湖	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	12—3	丸沼	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	14—2	平ヶ岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	15—2	至仏山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	16—1	鎌田	〃　〃　〃
〃	〃	〃	宇都宮	1—2	宇都宮東部	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	13—2	赤城山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	三宅島	9—4	利島	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	10—3	新島	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	10—4	式根島	〃　〃　〃
〃	〃	〃	長岡	8—3	宮川	〃　〃　〃
〃	〃	〃	高田	3—1	巻機山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	3—2	茂倉岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	甲府	8—4	人穴	〃　〃　〃
〃	〃	〃	飯田	9—1	胡桃島	〃　〃　〃
〃	〃	〃	豊橋	3—4	二俣	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	5—4	根羽	〃　〃　〃
〃	〃	〃	金沢	6—1	鶴来	〃　〃　〃
〃	〃	〃	鳥取	3—3	城崎	〃　〃　〃
〃	〃	〃	高梁	2—4	久世	〃　〃　〃
〃	〃	〃	高知	16—3	王在家	〃　〃　〃
〃	〃	〃	宇和島	3—1	土佐中村	〃　〃　〃
〃	〃	〃	延岡	8—4	日向日置	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	12—2	佐土原	〃　〃　〃
〃	〃	〃	八代	4—1	白髪岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	8—1	大塚	〃　〃　〃
〃	〃	〃	開聞岳	12—1	薩摩竹島	〃　〃　〃
〃	〃	〃	黒島	3—2	薩摩黒島	〃　〃　〃

備考　地図の刊行日　平成27年７月１日

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１２２号

長崎県長崎市琴海村松町723番地１　サンガーデン琴海Ａ棟203、旧住所長崎県長崎市鳴見台１丁目40番３号

債務者　堀川　春吉

1　決定年月日時　平成27年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　一成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月28日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１３号

奈良県橿原市小房町13番36—205号　小房荘苑、前住所奈良県橿原市上品寺町447番地の７

債務者　丸野　健太

1　決定年月日時　平成27年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤木　秀行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月７日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１２号

沖縄県国頭郡本部町字谷茶435番地１

債務者　根路銘国夫

1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古堅　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月１日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２７年（フ）第２２１０号

堺市堺区翁橋町１丁６—16　朝日プラザ堺東Ⅱ503、住民票上の住所大阪市大正区千島３丁目17番23号

債務者　髙橋　慶光

1　決定年月日時　平成27年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　周一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７３号

和歌山市福島482番地の１　パティスリー北島105号

債務者　関谷寿貞文

1　決定年月日時　平成27年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場亜紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月10日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係